平成２１年（再ロ）第２６号
横浜市戸塚区平戸１丁目30番１―101号
再生債務者　坂元　達也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月24日まで
平成22年２月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第１１号
北海道旭川市東光１条６丁目１番５号
再生債務者　三上　　正
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年２月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月４日まで
平成22年２月４日　　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第１３号
埼玉県入間市高倉２丁目５番17号
再生債務者　高橋　正利
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年１月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年３月８日まで
平成22年２月３日
さいたま地方裁判所川越支部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２０年（再ロ）第１７号
佐賀市鍋島町大字八戸溝332番地１
再生債務者　江頭　朋之
1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成22年２月１日付け変更再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年２月23日まで
平成22年２月２日　　佐賀地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０１１９号
東京都豊島区西巣鴨１－８－３―404
再生債務者　浅野　晃人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１００９０号
神奈川県横浜市青葉区千草台52―４―402
再生債務者　鹿内　勝博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１１０号
東京都世田谷区砧１―27―10―102
再生債務者　佐藤　由美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１０１３９号
埼玉県越谷市大沢３―18―30―102
再生債務者　能島　博志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1204番地24
再生債務者　大澤　良和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月１日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（再ロ）第３号
山口県下関市永田本町４丁目８番１号
再生債務者　藤井　隆行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年２月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年２月４日
山口地方裁判所下関支部再生係

会社その他公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　上毛新聞
掲載の日付　平成二十二年二月一日
掲載頁　五頁
（乙）掲載紙　上毛新聞
掲載の日付　平成二十二年二月一日
掲載頁　五頁
平成二十二年二月十五日
群馬県高崎市江木町三三三番地一
（甲）株式会社アクトビル管理
代表取締役　朴　鑓　基
群馬県高崎市江木町三三三番地一
（乙）株式会社エイト
代表取締役　白　盛　基

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月三日
掲載頁　九十三頁（号外第一四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年十月十三日
掲載頁　一一四頁（号外第一二八号）
平成二十二年二月十五日
千葉県千葉市稲毛区六方町一一一番地七
（甲）株式会社アストモスガスセンター
千葉　代表取締役　佐藤　忠雄
千葉県臼井市平塚字水上台二七七六番地三
（乙）株式会社三液千葉タービナル
代表取締役　佐藤　忠雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議（各社とも会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十二年二月九日に終了しております。
この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十五日
掲載頁　一一六頁（号外第一四九号）
（ただし、商号変更前の株式会社神戸三田ゴルフクラブとして掲載し、平成二十二年二月三日に商号変更しております。）
（乙）http://www.j-golfinc.com
（ただし、商号変更前の株式会社ジェイゴルフとして掲載し、平成二十一年十二月十一日に商号変更の上、同日新設分割を行っております。また、同日付で東京都中央区八重洲一丁目九番九号より本店を移転しております。）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　一一六頁（号外第一三三号）
（ただし、平成二十一年十二月十一日付で栃木県日光市七里一三三三番地より本店を移転しております。）